平成２７年（フ）第４９５０号
大阪府泉南市信達市場1592番地の１
破産者　株式会社スペースエム
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１６号
堺市堺区竜神橋町１丁１番20号
破産者　株式会社Ｅ－ｍａｔ
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１７号
堺市堺区竜神橋町１丁１番20号　シティホテルサンプラザ
破産者　有限会社サンプラザ総合企画
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０７号
大阪市住之江区平林北２丁目７番29号
破産者　株式会社レア・ジール
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１０号
大阪市西区京町堀３丁目３番10号
破産者　株式会社ビートルズ
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５３号
大阪市東淀川区淡路１丁目５番18号　第２エクセルハイツ　101号
破産者　大井　　優
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４号
神戸市中央区港島南町１丁目５番地１
破産者　医療法人社団神戸国際フロンティアメディカルセンター
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２号
青森県むつ市港町５番37号
破産者　田名部漁業協同組合
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
千葉県佐倉市上志津原141番地３
破産者　アイランド建設株式会社
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７１号
千葉県佐倉市西志津２丁目23番40号　プレジオ勝田台Ａ棟、申立時の住所千葉県佐倉市西志津４丁目22番27号　志津コンテンハイツ202
破産者　森　　美波（旧姓本村）
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７２号
千葉県佐倉市上志津原141番地３
破産者　本村正五郎
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９７号
千葉県印西市原４丁目１番地２棟209号
破産者　小林　力弥
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９６号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地４－605、住民票上の住所東京都八王子市大楽寺町307番地１メゾン田中103号
破産者　田中　幸雄
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７８号
東京都昭島市宮沢町478番地19パル京南Ｎｏ．17　104号
破産者　鶴本　　覚
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４６号
横浜市港北区高田東２丁目32番13号
破産者　有限会社東都物流
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１３号
横浜市瀬谷区宮沢３丁目21番地10
破産者　Ｌｉｆｅ　Ｓｔｙｌｅ株式会社
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２９号
横浜市神奈川区西寺尾２－11－14
破産者　有限会社イーサポート
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
福井県坂井市三国町新保８号10番地
破産者　加賀建設工業株式会社
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
愛知県碧南市相生町５丁目117番地
破産者　株式会社リンダイ
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
兵庫県明石市桜町９番19号
破産者　有限会社さくらやクリーニング
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
広島市安佐北区可部南５丁目13番14－303号
破産者　有限会社エスケイ
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部